

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた今後の進め方について

○ 趣 旨

平成29年4月からの「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」の実施にあたり、本市においては、円滑な事業移行と事業開始後におけるサービスの充実に向け、次の取組を進めていく。

1 総合事業に関する周知・啓発

(1) 目 的

本市の総合事業の考え方やサービス利用方法などについて市民等の理解促進を図るとともに、新たなサービスの提供に向けた担い手の確保が重要となるため、NPO団体やボランティア団体等に対する事業参加を働きかけるほか、地域包括支援センターや介護サービス提供事業者等に対し必要となる手続き等についても説明を行うことにより、事業の円滑な稼働を目指す。

(2) 事業周知・啓発に向けた取組の概要

ア 実施時期

平成28年11月～

イ 事業対象と実施方法

○ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業者

地域包括支援センター担当者会議の活用や宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会などの職能団体の研修会と連携した事業周知の実施

○ 介護サービス提供事業者（訪問介護、通所介護）

介護予防訪問介護・通所介護事業者については、総合事業においても引き続きサービス提供事業者と見なされるが、今後必要となる手続き等について周知を図る必要があることから、集団指導などの機会を活用した事業説明の実施

○ 市民等

支援等を必要とする高齢者やその家族等に対し、総合事業移行後においても必要なサービスが継続して利用できるほか、多様な支援が利用できるなど、本市の総合事業について広く周知を図るため、広報紙やホームページによる情報提供や地区市民センター等でのパンフレット配布などの取組を実施

2 サービス提供体制の確保

○ 高齢者などサービスを必要とする者への対応

総合事業実施後においても、従来同様のサービスが継続して利用できるほか、サービスを必要とする本人の状況に応じた多様で柔軟なサービス利用が可能になることから、将来にわたり住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるという安心感を持ってもらえるよう、次の取組を進めながら必要となるサービスの確保に努める。

(1) 要支援認定者に対する対応

「予防給付の事業者（訪問介護・通所介護）」については、市町村の総合事業の指定事業者としてみなす経過措置を講じることにより円滑なサービス移行を図るとされていることから、本市の総合事業のうち「介護予防相当サービス」についても、既存の介護サービス事業者に対する「みなし指定」を活用することにより、継続して安定したサービス提供体制を確保する。

(2) 地域における多様なサービス提供に向けた取組

- ・ 総合事業においては、NPO団体やボランティア団体など多様な担い手による柔軟なサービス提供や支援体制の構築が可能となることから、新たに「住民主体型サービス」への参入を希望する団体等に対する本市の総合事業の説明や先進事例等の提供などに取り組む。
- ・ 地域における多様なサービスの担い手の育成・支援に向け、シルバー人材センター等による人材育成研修に取り組む。